

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社秋田デックライト（法人番号4410001000409）
業者の住所：秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地1-19
2. 指名停止措置期間：令和3年6月10日から令和3年9月9日まで
（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
（株）秋田デックライトの元社員は、秋田県北秋田地域振興局発注の県道大館能代空港西線（鷹巣西道路）の入札2件について、当時の振興局建設部長が漏洩した最低制限価格を算出するために必要な情報により、不正に落札したとして、令和3年5月8日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内